

群馬県後期高齢者医療広域連合会計管理者事務決裁規程

平成23年5月17日

訓令第1号

改正 平成29年3月24日訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。

(2) 代決 急を要する事務で、会計管理者が不在のため決裁をすることができないときは、定められた職にある者が、その事務を代わって決裁することをいう。

(3) 不在 会計管理者が出張、休暇その他の理由により、決裁することができない状態にあることをいう。

(平29訓令1・一部改正)

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(平29訓令1・一部改正)

(代決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、異例に属する事項又は疑義ある事項については、代決することができない。

(平29訓令1・一部改正)

(代決の報告)

第5条 第3条の規定に基づき代決したときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(平29訓令1・一部改正)

附 則

この訓令は、平成23年5月17日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。